



金沢市公報

第2634号

平成21年(2009年)9月24日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
● 告 示		○市道の路線の廃止について ()	5
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	1	○市道の路線の変更について ()	6
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称の変更について ()	1	○市道の区域の決定について ()	6
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の廃止について ()	2	○道路の供用の開始について ()	7
○生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関の指定について ()	2	○専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について ()	9
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の変更について ()	2	● 公 告	
○介護保険法の規定による事業者の指定について(2件) (介護保険課)	3	○予防接種を行うことについて (健康総務課)	10
○ ()	3	○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	10
○市道の路線の認定について (道路管理課)	3	○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	11
		● 監査公表	
		○監査公表(第14号) (監査事務局)	11
		● 農業委員会告示	
		○平成21年第9回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	13

告 示

●金沢市告示第209号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はまだ歯科医院	金沢市増泉1丁目16番2号	平成21年2月2日
あやめ薬局	金沢市高柳町1の11番地1	平成21年7月1日
むさしまち薬局	金沢市安江町11番15号	平成21年8月1日
ジョム・デンタルクリニック	金沢市小坂町西16番地14	平成21年8月24日

●金沢市告示第210号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

名 称		所 在 地	変更年月日
変更前	変更後		
大学前薬局	さくら薬局 金沢大学前店	金沢市石引1丁目8番9号	平成21年8月1日

●金沢市告示第211号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
はまだ歯科医院	金沢市増泉1丁目19番34号 サンプラザNOAビル2階	平成21年1月31日
武蔵はなの木薬局	金沢市安江町11番15号	平成21年7月31日

●金沢市告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社 リベロ 代表取締役 今西 利英	金沢市田上町29-1 1街区16番地	デイサービス たまほこのお家	金沢市玉銚2丁目337番地	平成21年8月1日
株式会社 コミケア 代表取締役 本田 裕美	金沢市京町1番19号	こみけあデイサービスセンター光が丘	金沢市光が丘3丁目211番地2	平成21年8月1日
株式会社 ツクイ 代表取締役 津久井督六	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号	ツクイ金沢東	金沢市駅西本町4丁目2番10号	平成21年8月1日
株式会社 ビースタイル ケア 代表取締役 山科 学	金沢市八日市2丁目282番地5	金沢西コンディショニングセンター	金沢市寺中町イ20番地3	平成21年8月1日

●金沢市告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所の住所を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

施 術 者	施 術 所			変 更 年 月 日
	名 称	所 在 地		
		変 更 前	変 更 後	
加藤 和生	かとう接骨院	金沢市金石北3丁目344番10号	金沢市金石北3丁目1番22号	平成21年8月1日

●金沢市告示第214号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

介護保険 事業所番号	事業所		申請者				指定年月日	サービスの 種類	条件 等
	名称	所在地	名称	主たる 事務所の 所在地	代表者				
					氏名	住所			
1790100166	特別養護 老人ホーム 朱鷺 の苑西イン ター	金沢市森 戸2丁目 20番地	社会福祉 法人北仲 福祉会	金沢市岸 川町ほ5 番地	北本廣吉	金沢市神野 町西283	平成21年9 月1日	地域密着型介 護老人福祉施 設入所者生活 介護	

●金沢市告示第215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

介護保険 事業所番号	事業所		申請者				指定年月日	サービスの 種類	条件 等
	名称	所在地	名称	主たる 事務所の 所在地	代表者				
					氏名	住所			
1790100166	朱鷺の苑 西イン ター小規 模多機能 型居宅介 護事業所	金沢市森 戸2丁目 20番地	社会福祉 法人北仲 福祉会	金沢市岸 川町ほ5 番地	北本廣吉	金沢市神 野町西 283	平成21年9 月1日	小規模多機能 型居宅介護、 介護予防小規 模多機能型居 宅介護	

●金沢市告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年9月24日から同年10月8日まで一般

の縦覧に供します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原

雄

整理番号	路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1507	笠舞本町2丁目線 20号	笠舞本町2丁目 224番5先から 笠舞本町2丁目 224番9先まで	
1507	笠舞本町2丁目線 21号	笠舞本町2丁目 224番3先から 笠舞本町2丁目 224番21先まで	
1619	野田町線 25号	野田土地区画整理事業地内 58街区 10-2番 先から 野田土地区画整理事業地内 58街区 7番 先まで	
1619	野田町線 26号	野田土地区画整理事業地内 65街区 1番 先から 野田土地区画整理事業地内 57街区 4番 先まで	
1619	野田町線 27号	野田土地区画整理事業地内 64街区 10番 先から 野田土地区画整理事業地内 64街区 3番 先まで	
1619	野田町線 28号	野田土地区画整理事業地内 61街区 22番 先から 野田土地区画整理事業地内 56街区 12番 先まで	
1619	野田町線 29号	野田土地区画整理事業地内 69街区 1番 先から 野田土地区画整理事業地内 69街区 4番 先まで	
1619	野田町線 30号	野田土地区画整理事業地内 70街区 1番 先から 野田土地区画整理事業地内 70街区 6番 先まで	
1619	野田町線 31号	野田土地区画整理事業地内 64街区 1番 先から 野田土地区画整理事業地内 57街区 6番 先まで	
1619	野田町線 32号	野田土地区画整理事業地内 62街区 19番 先から 野田土地区画整理事業地内 55街区 1番 先まで	
1619	野田町線 33号	野田土地区画整理事業地内 61街区 12番 先から 野田土地区画整理事業地内 61街区 11番 先まで	
1619	野田町線 34号	野田土地区画整理事業地内 62街区 11番 先から 野田土地区画整理事業地内 62街区 10番 先まで	
1619	野田町線 35号	野田土地区画整理事業地内 21街区 9番 先から 野田土地区画整理事業地内 21街区 8番 先まで	
1619	野田町線 36号	野田土地区画整理事業地内 2街区 1番 先から 野田土地区画整理事業地内 4街区 1番 先まで	
1619	野田町線 37号	野田土地区画整理事業地内 2街区 1番 先から 野田土地区画整理事業地内 2街区 2-1番 先まで	
1619	野田町線 38号	野田土地区画整理事業地内 10街区 19番 先から 野田土地区画整理事業地内 10街区 1番 先まで	
1630	円光寺3丁目線 10号	円光寺3丁目 7番9先から 円光寺3丁目 7番11先まで	
3214	大徳14号 桂町線 26号	桂町ト 59番1先から 桂町ト 66番1先まで	
3221	大徳21号 松村5丁目線 26号	松村5丁目 46番1先から 松村5丁目 46番5先まで	
3233	大徳33号 畝田東3丁目線 7号	畝田東3丁目 108番2先から 畝田東3丁目 159番4先まで	
3246	大徳46号 木曳野東線 16号	木曳野土地区画整理事業地内54-1街区 10番 先から 木曳野土地区画整理事業地内54-1街区 9番 先まで	

3246	大 徳 46 号 木 曳 野 東 線 17 号	木曳野土地区画整理事業地内 54-1 街区 1 番 木曳野土地区画整理事業地内 54-1 街区 5 番	先から先 まで
3246	大 徳 46 号 木 曳 野 東 線 18 号	木曳野土地区画整理事業地内 54-2 街区 8 番 木曳野土地区画整理事業地内 54-2 街区 2 番	先から先 まで
3246	大 徳 46 号 木 曳 野 東 線 19 号	木曳野土地区画整理事業地内 54-2 街区 1 番 木曳野土地区画整理事業地内 61 街区 1 番	先から先 まで
3246	大 徳 46 号 木 曳 野 東 線 20 号	木曳野土地区画整理事業地内 56 街区 1 番 木曳野土地区画整理事業地内 56 街区 5-1 番	先から先 まで
3246	大 徳 46 号 木 曳 野 東 線 21 号	木曳野土地区画整理事業地内 59 街区 1 番 木曳野土地区画整理事業地内 59 街区 2 番	先から先 まで
3247	大 徳 47 号 木 曳 野 北 線 1 号	木曳野土地区画整理事業地内 63 街区 1 番 木曳野土地区画整理事業地内 9-2 街区 2 番	先から先 まで
3716	鞍 月 16 号 御 供 田 町 線 19 号	御 供 田 町 二 45 番 御 供 田 町 二 34 番	先から先 7 まで
3717	鞍 月 17 号 近 岡 町 線 48 号	近 岡 町 165 番 近 岡 町 134 番	1先から先 2 まで
3802	押 野 2 号 上 荒 屋 2 丁 目 線 14 号	上 荒 屋 2 丁 目 3 番 上 荒 屋 2 丁 目 3 番	1先から先 22 まで
3802	押 野 2 号 上 荒 屋 2 丁 目 線 15 号	上 荒 屋 2 丁 目 3 番 上 荒 屋 2 丁 目 3 番	26先から先 39 まで
3802	押 野 2 号 上 荒 屋 2 丁 目 線 16 号	上 荒 屋 2 丁 目 3 番 上 荒 屋 2 丁 目 3 番	5先から先 8 まで
3802	押 野 2 号 上 荒 屋 2 丁 目 線 17 号	上 荒 屋 2 丁 目 3 番 上 荒 屋 2 丁 目 3 番	28先から先 28 まで
3802	押 野 2 号 上 荒 屋 2 丁 目 線 18 号	上 荒 屋 2 丁 目 3 番 上 荒 屋 2 丁 目 3 番	14先から先 17 まで
3802	押 野 2 号 上 荒 屋 2 丁 目 線 19 号	上 荒 屋 2 丁 目 3 番 上 荒 屋 2 丁 目 3 番	34先から先 34 まで
4017	三 馬 17 号 泉 本 町 1 丁 目 線 17 号	泉 本 町 1 丁 目 183 番 泉 本 町 1 丁 目 183 番	1先から先 5 まで
4019	三 馬 19 号 泉 本 町 4 丁 目 線 4 号	泉 本 町 4 丁 目 160 番 泉 本 町 4 丁 目 160 番	6先から先 3 まで
4428	小 坂 28 号 千 木 町 線 33 号	今 昭 町 甲 132 番 千 木 町 カ 18 番	3先から先 8 まで
4428	小 坂 28 号 千 木 町 線 34 号	千 木 町 カ 75 番 千 木 町 カ 7 番	1先から先 7 まで
4451	小 坂 51 号 小 坂 町 北 線 16 号	小 坂 町 北 241 番 小 坂 町 北 245 番	1先から先 1 まで
5044	森 本 44 号 南 森 本 町 線 33 号	南 森 本 町 ホ 57 番 南 森 本 町 ホ 57 番	5先から先 3 まで

●金沢市告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年9月24日から同年10月8日まで一般の縦覧に供します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須 野 原 雄

整理番号	路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
4022	三 馬 22 号	横 川 1 丁 目 33 番 先から	
	横 川 1 丁 目 線 2 号	横 川 1 丁 目 33 番 先まで	

●金沢市告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年9月24日から同年10月8日まで一般の縦覧に供します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須 野 原 雄

整理番号	新旧の別	路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1619	旧	野田町線 7号	野 田 町 へ 346 番 1 先から	
	新		野 田 町 へ 345 番 先まで	
1619	旧	野田町線 9号	野 田 町 へ 346 番 1 先から	
	新		野田土地区画整理事業地内 65 街区 3 番 先まで	
1619	旧	野田町線 9号	野 田 町 へ 336 番 1 先から	
	新		野 田 町 へ 330 番 先まで	
1619	旧	野田町線 15号	野 田 町 へ 336 番 1 先から	
	新		長 坂 町 丑 11 番 1 先まで	
1619	旧	野田町線 15号	野田土地区画整理事業地内 69 街区 16-2 番 先から	
	新		野田土地区画整理事業地内 71 街区 1 番 先まで	

●金沢市告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年9月24日から同年10月8日まで一般の縦覧に供します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須 野 原 雄

道路の種類	路線名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	笠舞本町2丁目線20号	6.0	112
一般市道	笠舞本町2丁目線21号	6.0	120
一般市道	野田町線7号	2.2 ~ 6.0	81
一般市道	野田町線9号	2.0 ~ 6.0	82
一般市道	野田町線15号	6.0 ~ 24.6	276
一般市道	野田町線25号	6.0	58
一般市道	野田町線26号	6.0	285
一般市道	野田町線27号	6.0	119
一般市道	野田町線28号	6.0	213
一般市道	野田町線29号	6.0	68

一般市道	野田町線30号	6.0	110
一般市道	野田町線31号	13.0	348
一般市道	野田町線32号	6.0	178
一般市道	野田町線33号	6.0	40
一般市道	野田町線34号	6.0	42
一般市道	野田町線35号	3.9	42
一般市道	野田町線36号	5.9 ~ 6.0	163
一般市道	野田町線37号	6.0	46
一般市道	野田町線38号	4.6 ~ 6.0	202
一般市道	円光寺3丁目線10号	6.0 ~ 12.0	31
一般市道	大徳14号桂町線26号	6.0 ~ 12.0	75
一般市道	大徳21号松村5丁目線26号	6.0 ~ 14.4	37
一般市道	大徳33号畝田東3丁目線7号	5.0	71
一般市道	大徳46号木曳野東線16号	3.9	26
一般市道	大徳46号木曳野東線17号	6.0	55
一般市道	大徳46号木曳野東線18号	6.0	73
一般市道	大徳46号木曳野東線19号	6.0	120
一般市道	大徳46号木曳野東線20号	6.0	93
一般市道	大徳46号木曳野東線21号	6.0	334
一般市道	大徳47号木曳野北線1号	14.0	328
一般市道	鞍月16号御供田町線19号	5.6 ~ 12.0	174
一般市道	鞍月17号近岡町線48号	6.0	71
一般市道	押野2号上荒屋2丁目線14号	6.0	109
一般市道	押野2号上荒屋2丁目線15号	6.0	109
一般市道	押野2号上荒屋2丁目線16号	2.7	29
一般市道	押野2号上荒屋2丁目線17号	2.5	15
一般市道	押野2号上荒屋2丁目線18号	2.5	29
一般市道	押野2号上荒屋2丁目線19号	2.5	15
一般市道	三馬17号泉本町1丁目線17号	6.0	34
一般市道	三馬19号泉本町4丁目線4号	6.0	34
一般市道	小坂28号千木町線33号	6.0 ~ 7.3	312
一般市道	小坂28号千木町線34号	6.0	130
一般市道	小坂51号小坂町北線16号	6.0 ~ 12.0	59
一般市道	森本44号南森本町線33号	6.0 ~ 12.0	40

●金沢市告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年9月24日から同年10月8日まで一般の縦覧に供します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

路線名	区 間	供用開始日
笠舞本町2丁目線 20号	笠舞本町2丁目 224番 5先から	平成21年9月24日
	笠舞本町2丁目 224番 9先まで	

笠舞本町2丁目線 21号	笠舞本町2丁目 笠舞本町2丁目	224番 3 224番 21	先から 先まで	〃
野田町線 7号	野田町 野田地区画整理事業地内	346番 1 65街区 3番	先から 先まで	〃
野田町線 9号	野田町 野田地区画整理事業地内	336番 1 59-2街区 3番	先から 先まで	〃
野田町線 15号	野田地区画整理事業地内 野田地区画整理事業地内	69街区 16-2番 71街区 1番	先から 先まで	〃
野田町線 25号	野田地区画整理事業地内 野田地区画整理事業地内	58街区 10-2番 58街区 7番	先から 先まで	〃
野田町線 26号	野田地区画整理事業地内 野田地区画整理事業地内	65街区 1番 57街区 4番	先から 先まで	〃
野田町線 27号	野田地区画整理事業地内 野田地区画整理事業地内	64街区 10番 64街区 3番	先から 先まで	〃
野田町線 28号	野田地区画整理事業地内 野田地区画整理事業地内	61街区 22番 56街区 12番	先から 先まで	〃
野田町線 29号	野田地区画整理事業地内 野田地区画整理事業地内	69街区 1番 69街区 4番	先から 先まで	〃
野田町線 30号	野田地区画整理事業地内 野田地区画整理事業地内	70街区 1番 70街区 6番	先から 先まで	〃
野田町線 31号	野田地区画整理事業地内 野田地区画整理事業地内	64街区 1番 57街区 6番	先から 先まで	〃
野田町線 32号	野田地区画整理事業地内 野田地区画整理事業地内	62街区 19番 55街区 1番	先から 先まで	〃
野田町線 33号	野田地区画整理事業地内 野田地区画整理事業地内	61街区 12番 61街区 11番	先から 先まで	〃
野田町線 34号	野田地区画整理事業地内 野田地区画整理事業地内	62街区 11番 62街区 10番	先から 先まで	〃
野田町線 35号	野田地区画整理事業地内 野田地区画整理事業地内	21街区 9番 21街区 8番	先から 先まで	〃
野田町線 36号	野田地区画整理事業地内 野田地区画整理事業地内	2街区 1番 4街区 1番	先から 先まで	〃
野田町線 37号	野田地区画整理事業地内 野田地区画整理事業地内	2街区 1番 2街区 2-1番	先から 先まで	〃
野田町線 38号	野田地区画整理事業地内 野田地区画整理事業地内	10街区 19番 10街区 1番	先から 先まで	〃
円光寺3丁目線 10号	円光寺3丁目 円光寺3丁目	7番 9 7番 11	先から 先まで	〃
大徳線 14号 桂町線 26号	桂町 桂町	59番 1 66番 1	先から 先まで	〃
大徳線 21号 松村5丁目線 26号	松村5丁目 松村5丁目	46番 1 46番 5	先から 先まで	〃
大徳線 33号 畝田東3丁目線 7号	畝田東3丁目 畝田東3丁目	108番 2 159番 4	先から 先まで	〃
大徳線 46号 木曳野東線 16号	木曳野地区画整理事業地内 木曳野地区画整理事業地内	54-1街区 10番 54-1街区 9番	先から 先まで	〃

大 徳 46号 木 曳 野 東 線 17号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 54-1 街 区 1 番 先 か ら 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 54-1 街 区 5 番 先 ま で	〃
大 徳 46号 木 曳 野 東 線 18号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 54-2 街 区 8 番 先 か ら 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 54-2 街 区 2 番 先 ま で	〃
大 徳 46号 木 曳 野 東 線 19号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 54-2 街 区 1 番 先 か ら 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 61 街 区 1 番 先 ま で	〃
大 徳 46号 木 曳 野 東 線 20号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 56 街 区 1 番 先 か ら 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 56 街 区 5-1 番 先 ま で	〃
大 徳 46号 木 曳 野 東 線 21号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 59 街 区 1 番 先 か ら 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 59 街 区 2 番 先 ま で	〃
鞍 月 16号 御 供 田 町 線 19号	御 供 田 町 二 45 番 先 か ら 御 供 田 町 二 34 番 7 先 ま で	〃
鞍 月 17号 近 岡 町 線 48号	近 岡 町 165 番 1 先 か ら 近 岡 町 134 番 2 先 ま で	〃
押 野 2号 上 荒 屋 2 丁 目 線 14号	上 荒 屋 2 丁 目 3 番 1 先 か ら 上 荒 屋 2 丁 目 3 番 22 先 ま で	〃
押 野 2号 上 荒 屋 2 丁 目 線 15号	上 荒 屋 2 丁 目 3 番 26 先 か ら 上 荒 屋 2 丁 目 3 番 39 先 ま で	〃
押 野 2号 上 荒 屋 2 丁 目 線 16号	上 荒 屋 2 丁 目 3 番 5 先 か ら 上 荒 屋 2 丁 目 3 番 8 先 ま で	〃
押 野 2号 上 荒 屋 2 丁 目 線 17号	上 荒 屋 2 丁 目 3 番 28 先 か ら 上 荒 屋 2 丁 目 3 番 28 先 ま で	〃
押 野 2号 上 荒 屋 2 丁 目 線 18号	上 荒 屋 2 丁 目 3 番 14 先 か ら 上 荒 屋 2 丁 目 3 番 17 先 ま で	〃
押 野 2号 上 荒 屋 2 丁 目 線 19号	上 荒 屋 2 丁 目 3 番 34 先 か ら 上 荒 屋 2 丁 目 3 番 34 先 ま で	〃
三 馬 17号 泉 本 町 1 丁 目 線 17号	泉 本 町 1 丁 目 183 番 1 先 か ら 泉 本 町 1 丁 目 183 番 5 先 ま で	〃
三 馬 19号 泉 本 町 4 丁 目 線 4号	泉 本 町 4 丁 目 160 番 6 先 か ら 泉 本 町 4 丁 目 160 番 3 先 ま で	〃
小 坂 28号 千 木 町 線 33号	今 昭 町 甲 132 番 3 先 か ら 千 木 町 カ 18 番 8 先 ま で	〃
小 坂 28号 千 木 町 線 34号	千 木 町 カ 75 番 1 先 か ら 千 木 町 カ 7 番 7 先 ま で	〃
小 坂 51号 小 坂 町 北 線 16号	小 坂 町 北 241 番 1 先 か ら 小 坂 町 北 245 番 1 先 ま で	〃
森 本 44号 南 森 本 町 線 33号	南 森 本 町 ホ 57 番 5 先 か ら 南 森 本 町 ホ 57 番 3 先 ま で	〃

●金沢市告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

1 指定する道路の路線名

野田町線35号

大徳46号木曳野東線16号
 押野2号上荒屋2丁目線16号
 押野2号上荒屋2丁目線17号
 押野2号上荒屋2丁目線18号
 押野2号上荒屋2丁目線19号

2 指定する期日

平成21年9月24日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者	平成21年9月24日から平成22年3月31日まで	別表のとおり
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	平成21年9月24日から平成22年3月31日まで	別表のとおり
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
松田 研吾	小池病院	金沢市大手町8番20号	ジフテリア・破傷風第2期
土山 智也 土山 奈央美	ティーズ内科クリニック	金沢市松村4丁目308番地	日本脳炎第1・2期

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

登録番号	名称	所在地	変更登録年月日
56	金沢市設備メンテナンス協同組合	金沢市西泉5丁目93番地	平成21年8月26日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成21年9月24日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市馬替2丁目47番1及び47番3から47番12まで	道路 金沢市馬替2丁目47番4	金沢市高尾台1丁目442番地 エフピィ・リアルエステート 株式会社 代表取締役 片岡 憲男

監 査 公 表

●金沢市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年9月24日

金沢市監査委員 篠 田 健
金沢市監査委員 中 島 秀 雄
金沢市監査委員 玉 野 道
金沢市監査委員 中 西 利 雄

1 財務事務監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成21年9月3日
 (2) 措置を講じた部局等 総務局総務課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成20年2月1日（平成20年監査公表第1号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
財産管理に関する事務 損害保険加入事務 建物及び重要物品に係る損害保険の加入又は解約の 手続が一部遅延しているため、庁内の連携を密にし適 正を期す必要がある。	指摘に先立ち、平成19年12月19日付け総務課長通知 「重要美術品の損害保険及び建物総合共済保険加入等 の取扱いについて」により、建物及び重要物品に係る損害 保険の加入又は解約の予定を事前に通知するよう取扱い を変更した。また、施設竣工及び取壊し予定調査等にお いて、公有財産取得通知等を速やかに提出するよう、各 課に周知している。 今後も、損害保険の加入等の手続が遅延しないよう適 宜、適切に改善見直しを図っていく。

2 財務事務監査及び経営に係る事業の管理監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成21年8月27日
 (2) 措置を講じた部局等 企業局経営企画部経営企画課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成20年3月31日（平成20年監査公表第4号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>意見</p> <p>料金（下水道使用料）の適正化</p> <p>下水道料金は適正な原価を基礎とし健全な事業運営を確保できるものであることとされているので、料金のあり方を絶えず検証・見直しする必要がある。</p> <p>なお、料金の見直しに際しては、企業の経済性を発揮する考えの下、有収水量や経費の見積りは適正を期すとともに、企業債の低利借換えなどこれまでも増して財政基盤の健全化に配慮することが求められる。</p> <p>なお、使用料原価に大きな影響を及ぼす一般会計繰入れについて、国の繰出基準が近年変更されており、また、本市の現行繰出基準の一部に、長期的にみると合理性に疑問のあるものが見受けられるので、見直すことが望まれる。</p>	<p>下水道使用料による汚水処理経費の適正な回収を図るため、平成21年4月1日に下水道使用料改定を実施した。この改定では、平成21年度から平成23年度までの3か年を原価算定期間とし、職員数の削減や企業債の低利借換えなどの経営効率化を行ったほか、負担の公平性を高めるために基本水量制を廃止する使用料体系の見直しも併せて行った。</p> <p>公共下水道事業に対する一般会計からの繰入れについては、平成20年度から国の繰出基準に従った、合理的な基準に改めた。</p>

3 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成21年8月31日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部学校指導課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年8月11日（平成21年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>物品の管理について</p> <p>理科用薬品の保管について、一部の小中学校において薬品庫に対する転倒防止策がなされていないものが見受けられたので、適正を期す必要がある。</p>	<p>薬品庫に対する転倒防止策がなされていなかった学校については、学校を訪問し、既に薬品庫が床や壁等に固定されていることを確認した。</p> <p>また、平成21年6月9日付け、発教学第172号「学校における備品等の適切な保管・管理について（通知）」にて、改めて理科用薬品庫や薬品瓶等の適切な保管・管理について指示するとともに、同年8月18日開催の定例市教委校長会議においても、重ねてその徹底を求めた。</p> <p>今後とも、学校訪問等を通じて指導を継続していくものとする。</p>

4 財政援助団体等監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成21年8月18日
- (2) 措置を講じた部局等 都市政策局歴史遺産保存部歴史建造物整備課
（社団法人 金沢職人大学校）
- (3) 監査結果の公表年月日 平成17年11月11日（平成17年監査公表第28号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>(1) 社団法人 金沢職人大学校</p> <p>金沢職人大学校設置条例施行規則に定められている申請者からの使用申請書が保存されておらず、また、申請者への使用承認書が交付されていないので、同規則及び施設管理委託契約に従った事務を行う必要がある。</p>	<p>(1) 社団法人 金沢職人大学校</p> <p>金沢職人大学校設置条例施行規則及び金沢職人大学校の管理に関する協定書に従い、申請者からの使用承認申請書を保存するとともに、申請者に使用承認書を交付するよう改善した。</p>

(2) 都市政策局歴史遺産保存部歴史建造物整備課 公の施設である職人大学校が適切に管理運営がなされるよう、今後、指定管理者に対する指導監督を適宜行う必要がある。	(2) 都市政策局歴史遺産保存部歴史建造物整備課 今後も職人大学校が適切に管理運営されるよう、適時適切に指導監督を行っていく。
---	--

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成21年第9回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年9月24日

金沢市農業委員会
会長 朝 倉 忍

- 1 日時
平成21年9月28日 午後3時
- 2 場所
金沢市議会第1委員会室
- 3 議案
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
 - (2) 農地法第3条第1項に規定する許可の申請について
 - (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
 - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - (5) 非農地証明願について
 - (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

平成21年(2009年)9月24日 印刷
平成21年(2009年)9月24日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)